

地域防災力の一層の充実強化に関する大臣書簡

都道府県知事及び市区町村長に対し、地域防災力の一層の充実強化に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を发出します。

○総務大臣書簡の发出先

都道府県知事及び市区町村長

○发出日

平成31年4月26日（金）

○依頼内容

- ・ 将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかを、地域の方々とともにしっかりと議論していただくこと
- ・ 地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を行い、消防団の体制についての定量的な目標を設定した上で充実強化を図ること
- ・ 引き続き、消防団員の確保に向けた取組を進めること

○その他

この書簡に加え、今後、経済団体に対しても、総務大臣から書簡を发出し、協力依頼をする予定です。（別添の参考を参照）



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

担 当：阿部課長補佐、伊藤係長、川崎事務官

電 話：03-5253-7561（直通）

ファクシミリ：03-5253-7576

地域防災力の一層の充実強化について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、現在、我が国はSociety5.0に向けた大変革期の入口に立っています。その一方で、東京一極集中がはらむリスクは最近の多発する災害でも顕在化しつつあるとともに、地方の疲弊も顕著です。こうした時代認識の中で、「持続可能な地域社会の構築」は、喫緊の課題と考えています。

そして、このような社会を目指すためにも、地域の安心・安全の確保が重要です。殊に、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まっているほか、政府では、富士山をモデルケースに、大規模噴火時の広域降灰対策に関する検討が始まっているなど、いつでもどこでも大きな自然災害が起こり得る時代になったことを強く意識する必要があります。

そのため、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、特に今、以下の三点が重要であると考えています。

第一に、将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかを、住民、事業者をはじめ、消

防団、自主防災組織など防災活動に携わる地域の多様な皆様とともにしっかりと議論を行っていたかどうか、ようお願い申し上げます。

第二に、とりわけ、地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を行い、消防団の体制についての定量的な目標を設定した上で、その充実強化を図っていただくようお願い申し上げます。

特に、消防団の救助活動用資機材等の装備については、平成三十年度第二次補正予算及び平成三十一年度当初予算で創設した国庫補助金を積極的に活用するなどにより、その改善を速やかに図っていただくようお願い申し上げます。

第三に、そのためにも、引き続き、消防団員の確保に向けた取組を進める必要があります。

「基本団員」の確保に計画的に取り組んでいただくとともに「大規模災害団員」制度も積極的に活用していただきたく存じます。さらに、消防団員の年額報酬や出動手当の改善をお願いします。

あわせて、女性、地方公務員、消防職団員OB、学生など幅広い層を対象に、消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進めていただくようお願い申し上げます。

また、消防団活動に対する事業所のご理解・ご協力を得るため、地域の事業所や経済団体に直接向かって働きかけることや、「消防団協力事業所表示制度」及び協力事業所への支援策の実施等を積極的に行っていただきたく存じます。

私は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の平成二十五年の制定に深く関わる機会を得ましたが、その制定趣旨に即した対応は五年を経過した今、更に強く求められるものです。全国的な地域防災力の充実強化に向け、努力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

敬具

平成三十一年四月二十六日

総務大臣

石田真敏

都道府県知事 殿 (市区町村長 殿)

拝啓

平素より、地域経済の発展と地域の安心・安全の確保のために、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、我が国は Society 5.0 に向けた大変革期の入口に立っています。その一方で、東京一極集中がはらむリスクは最近の多発する災害でも顕在化しつつあるとともに、地方の疲弊も顕著です。こうした時代認識の中で、「持続可能な地域社会の構築」は、喫緊の課題と考えています。

そして、このような社会を目指すためにも、地域の安心・安全の確保が重要です。殊に、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まっているほか、政府では、富士山をモデルケースに、大規模噴火時の広域降灰対策に関する検討が始まっているなど、いつでもどこでも大きな自然災害が起こり得る時代になったことを強く意識する必要があります。

そのため、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要です。

総務省消防庁では、これまでも地域防災力の充実強化に取り組んできましたが、行政の取組だけでなく、様々な主体が適切に役割分担・連携しながら取り組むことが重要です。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識のもと、事業者が従業員の消防

団への加入等についてできる限り配慮することなどが定められています。

事業者の皆様におかれましては、地域を支える主体として、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかに関する各地域での議論にご参画をいただき、ともに地域防災を担っていただくようお願い申し上げます。

また、地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、その充実強化を進めるに当たっては、消防団員の約七割を被雇用者が占めていることから、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

従業員の方々の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

具体的に、まず、従業員が入団しやすい環境づくりとして、事業所を挙げての従業員の入団促進、事業所で所有する重機などを活用した消防団活動の実施など、消防団への組織的なご協力をいただけるようお願い申し上げます。また、大規模な災害時に限定して出動する「大規模災害団員」として消防団に入団することや、勤務時間中の災害出動に関する事前の取り決めなどにより、業務とのバランスを取りながら消防団活動に貢献いただくことも可能です。ぜひ、従業員が入団を希望する場合には、積極的なご支援をお願いいたします。

次に、消防団活動を継続しやすい環境づくりのため、例えば、消防団員である従業員について、勤務の免除やボランティア休暇の活用を認めるなどの配慮をお願い申し上げます。また、従業員の採用にあ

